

生坂村脱炭素先行地域事業計画作成、設備設計等委託業務 情報の取り扱い要領

第1条(目的)

この要領は、「生坂村脱炭素先行地域事業計画作成、設備設計等委託業務」に関する情報の取り扱いを定め、契約過程並びに契約内容の透明性の向上を図るものとする。

第2条(公表の内容)

公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術提案書提出者名
- (2) 技術提案書評価結果表(特定者名以外の技術提案書提出者名及び評価者名は除く)
- (3) 契約者名、住所、履行期間、契約金額
- (4) 技術提案書提出非該当者への通知及び非該当理由の説明に係る回答
- (5) その他、事務手続きに関する質問回答

第3条(公表の時期及び期間、方法)

前条に掲げる事項の公表時期及び期間は、契約日の翌日から起算して1年間が経過する日までとし、生坂村 村づくり推進室にて写しの閲覧により公表するものとする。

第4条(非公開とするもの)

技術提案書の作成・提出に係る質問に対する回答、参加表明書、参加要件資料、技術提案書、技術資料、プレゼンテーション時における参考資料は非公開とする。

第5条(資料の保管)

本業務のプロポーザル方式に関する資料は、原本のみすべて生坂村 村づくり推進室にて保管する。